

「令和6年度障害者福祉のしおり」の主な変更点等について

(令和7年4月1日時点)

令和6年度障害者福祉のしおりの掲載内容について、令和7年4月1日時点で変更があった記事は以下のとおりです。

(1) 手帳-愛の手帳 (P. 29)

【変更】

■18歳未満の方の窓口変更

(修正前) 東京都品川児童相談所 品川区北品川 3-7-21 電話: 3474-5442 FAX: 3474-5596

(修正後) 品川区児童相談所 品川区北品川 3-10-9 電話: 6712-8261 FAX: 6712-8273

(2) 障害者総合支援法・児童福祉法-申請から利用までの流れ (障害児の場合) (P. 42)

【手続変更】

■サービス利用の際に必要な「医師の意見書」について、品川区立品川児童学園の子ども発達相談室で療育を受ける方が望ましいと判断した場合、提出いただく必要はありません。

(3) 障害者総合支援法・児童福祉法-障害福祉サービスの利用者負担 (P. 43~44)

【無償化対象者の拡大】

■児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を利用するすべての障害児の利用料を無償化します。

(変更前: 就学前障害児 (3歳~6歳) 無償可、上記以外の18歳未満の障害児は、所得に応じて利用料負担あり)

(3) 対象疾病一覧・指定された病気について (P. 37~38、48~49)

【対象疾病追加】

■LMNB1関連大脳白質脳症

■PURA関連神経発達異常症

■極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症

■乳児発症STING関連血管炎

■原発性肝外門脈閉塞症

■出血性線溶異常症

■ロウ症候群

※障害福祉サービス利用の対象となる難病 (P. 37~38)、障害者福祉手当 (区制度) (P. 53) の対象となる難病についても、同様に対象疾病が追加されます。

(4) 特別障害者手当等 (国制度) (P. 10、54、55)

【手当額変更】

■特別障害者手当 月額 29,590 円 (変更前: 28,840 円)

■障害児福祉手当 月額 16,100 円 (変更前: 15,690 円)

■経過的福祉手当 月額 16,100 円 (変更前: 15,690 円)

(5) JR運賃・私鉄運賃 (P. 79)

【制度改正】

■精神障害者保健福祉手帳を所持する方も割引対象となります。

割引を受けるためには、お手持ちの精神障害者保健福祉手帳に、第一種精神障害者または第二種精神障害者の区分を記載する必要があります。具体的な割引内容につきましては、各鉄道会社にお尋ねください。

【区分についての問い合わせ先】

■品川保健センター 電話: 03-3474-2225 FAX: 03-3474-2034

■大井保健センター 電話: 03-3772-2666 FAX: 03-3772-2570

■荏原保健センター 電話: 03-5487-1315 FAX: 03-5487-1320

※品川区窓口での対応は令和7年6月30日までとなります。令和7年7月1日以降は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課または中部総合保健福祉センターでの対応となります。

(7) 相談の窓口・施設など (P. 20~27、117~119)

【追加】

① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P. 21~23、117)

■ラシクラボコネクト東京

所在地: 東大井 5-7-10 5階 電話: 6260-1728

② 移動支援 (P. 119)

■ヴィータケア

所在地: 戸越 6-6-12-101 電話: 6426-1047

③ 児童発達支援 (P. 119～120)

■さぼな

所在地：荏原 4-8-11 1 階 電話：6338-6845

■放課後等デイサービス ウィズ・ユー北品川

所在地：北品川 2-25-8-103 電話：6260-2233

④ 放課後等デイサービス (P. 120)

■さぼな

所在地：荏原 4-8-11 1 階 電話：6338-6845

■放課後等デイサービス ウィズ・ユー北品川

所在地：北品川 2-25-8-103 電話：6260-2233

■放課後等デイサービス dekkun プログラミング&ドローンスクール

所在地：大崎 2-6-12 1 階 電話：6161-6413

■ノビッコ

所在地：北品川 1-30-25 2 階 電話：6433-9418

【変更】

① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P. 21～23、117)

■相談支援事業所スタンドアウト品川 主たる対象者：身・知・精・難 (変更前：知・精・難)

■生活さぼーとの ぷらむ 主たる対象者：児 (変更前：身・知・精・児)

② 就労継続支援 (A 型) (P. 117)

■パン工房 プチレーブ 所在地：八潮 5-1-1 (変更前：二葉 1-6-1)

③ 就労移行支援 (P. 118)

■キクロス大森駅前 (変更前：ライクチャレンジサポート大森駅前)

所在地：南大井 6-17-16-201 電話：6404-9440

④ 共同生活援助 (P. 118～119)

■土屋の里 品川 1～5 (変更前：グループホームまんぷく 1～5)

所在地：非公開 電話：050-1722-4511

【削除】

① 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 (P. 22～23、117)

■相談支援事業所 このこのリーフ戸越公園

新 規 事 業 の ご 案 内

(1) 中等度難聴者補聴器購入助成事業 (令和 7 年 4 月～開始)

身体障害者手帳をお持ちでない難聴者に補聴器購入費の一部を助成します。

■対象：下記のすべてに該当する方

(1) 聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない難聴の方

(2) 満 18 歳以上 65 歳未満で両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の方

※購入前にご相談ください。指定意見書等必要書類をお渡しします。

(2) 重度障害者大学等就学支援事業【地域生活支援事業】 (令和 7 年 4 月～開始)

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者に対し、大学等への通学や大学内での支援を提供します。

(3) 介護タクシー利用補助事業 (令和 7 年 7 月～開始)

福祉タクシー・自動車燃料費助成事業の交付対象者のうち、所定の要件を満たす方が介護タクシーに乗車する場合に発生する予約料、迎車料、基本介助料を実質無償化する利用補助券 (月あたり 4 枚) を交付します。

(4) 障害児者医療ショートステイに係る交通費補助事業 (令和 7 年 7 月～開始)

外出困難な医療的ケア児者等が医療型短期入所を利用するために必要な福祉タクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成する助成券 (月あたり 20,000 円分) を交付します。

そ の 他 ご 案 内

令和 7 年 9 月～ 障害者就労支援施設、児童発達支援センターが開設予定です。

■旧リボン旗の台店跡地を活用し、障害者就労支援を開設する予定です。就労意欲のある障害者等に対し、就労体験の場として物販などを行う店舗を運営し、実践的な就労支援を行います。

■区内 2 カ所目となる児童発達支援センターが大原児童センターと同じ建物内に開設する予定です。大原児童センターと連携したインクルーシブな環境を整備します。